

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業契約書別紙(兼重要事項説明書)①

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地
代表者(職名・氏名)	会長 紙谷 清
設立年月日	昭和57年 2月10日
電話番号	058-383-7610

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	各務原市社協訪問介護センター	
サービスの種類	第一号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)	
事業所の所在地	〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地	
電話番号	058-322-5811	
指定年月日・事業所番号	平成12年2月28日指定	岐阜県2170500033号
管理者の氏名	田中 新樹	
通常の事業の実施地域	各務原市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調

理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
営業時間	受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き毎日。午前7時～午後9時まで。24時間常時連絡体制をとり、要望により派遣します。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		職務内容
1. 管理者	常勤 1名		事業所の総括・管理
2. サービス提供責任者	常勤 3名以上	非常勤 1名以上	利用調整、技術指導、訪問計画の作成
3. 訪問介護員	常勤 2名以上	非常勤 11名以上	身体介護、生活支援等の訪問介護サービス
介護福祉士	常勤 2名以上	非常勤 5名以上	
介護職員初任者研修等修了者	常勤 0名	非常勤 6名以上	

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料のめやす

【介護予防訪問介護相当サービス】 身体介護を伴うサービス

項 目		利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
事業対象者・要支援1・要支援2	月4回まで (週1回程度)	1回につき 336円	671円	1,007円
事業対象者・要支援1・要支援2	月5回 (週1回程度)	1月につき 1,375円	2,750円	4,124円
事業対象者・要支援1・要支援2	月5回から8回まで (週2回程度)	1回につき 336円	671円	1,007円
事業対象者・要支援1・要支援2	月9回・10回 (週2回程度)	1月につき 2,746円	5,492円	8,283円
要支援2	月9回から12回まで (週3回程度)	1回につき 336円	671円	1,007円
要支援2	月13・14・15回 (週3回程度)	1月につき 4,357円	8,714円	13,071円

* 上記のサービス提供時間は、45分未満です。

【訪問型サービスA】 生活援助のみのサービス

項 目		利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
ホームヘルパーによる提供	45分未満(月10回まで)	1回につき 266円	531円	796円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,338円	234円	468円	702円

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、20日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の28日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

8. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたって複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

また、事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。交替する場合は、契約者及び家族等に対してサービス上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び各務原市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底をしています。
- (6) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (7) 当事業所職員または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	事務局長：田中 新樹
-------------	------------

12. 身体拘束の禁止について

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとします。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。
- 3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - (2) 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底をしています。

13. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をしています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

14. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 (担当者)	各務原市社会福祉協議会 業務執行リーダー(法人運営) 坂口 将矢 電話番号 058-383-7610 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分
------------------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	各務原市高齢福祉課	電話番号 058-383-2124
	岐阜県国民健康保険団体連合会	電話番号 058-275-9826

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	各務原市那加桜町 2 丁目 163 番地		
事業者(法人)名		社会福祉法人各務原市社会福祉協議会		
代表者職・氏名		会 長	紙 谷	清 印
説明者職・氏名				印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住 所	各務原市	
	氏 名		印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所	
本人との続柄	
氏 名	印

立 会 人	住 所	
	氏 名	印